

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	御前崎市国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金の運営は、政府が管轄することとなっているが(国民年金法第3条第1項)、政府が管轄する国民年金事業に関しては、国民年金法の規定に基づく業務を日本年金機構が行うこととなっている。(日本年金機構法第1条) なお、国民年金事業の一部は、市町村長が行うこととすることができるとなっている。(国民年金法第3条第3項)市町村の処理する具体的な事務については、「国民年金市町村事務処理基準」に示されている。 ・国民年金第1号被保険者の加入、喪失、種別変更、住所変更の届出の受理 ・任意加入・喪失の申出の受理 ・保険料の免除申請、学生納付特例申請の受理 ・給付申請の受理
③システムの名称	・国民年金システム ・住民記録システム ・市県民税システム ・中間サーバ・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金関係情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46の項
--------	------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	御前崎市役所 市民生活部 市民課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1171
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	御前崎市役所 市民生活部 市民課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1171
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・年金機構へ電子媒体でデータを提供する場合は、年金機構から指定されたパスワードを設定している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・年金機構へ電子媒体でデータを提供する場合は、年金機構から指定されたパスワードを設定している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	5.評価実施機関における担当 部署①部署	市民部 国保健康課	市民部市民課	事後	
平成28年8月17日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	国保健康課長 長尾智生	市民課長 村松 均	事後	
平成28年8月17日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求_請求先	御前崎市役所 市民部 国保健康課 池新田 5585 0537-85-1171	御前崎市役所 市民部 市民課 池新田5585番 地 0537-85-1171	事後	
平成28年8月17日	8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ先_連 絡先	御前崎市役所 市民部 国保健康課 池新田 5585 0537-85-1171	御前崎市役所 市民部 市民課 池新田5585番 地 0537-85-1171	事後	
平成28年8月17日	Ⅱ-1対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年8月17日	Ⅱ-2取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成30年3月22日	5.評価実施機関における担当 部署①部署	市民部市民課	市民生活部 市民課	事後	
平成30年3月22日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	市民課長 村松 均	市民課長 中村 年美	事後	
平成30年3月22日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求_請求先	御前崎市役所 市民部 市民課 0537-85-1171	御前崎市役所 市民生活部 市民課 0537-85-1171	事後	
平成30年3月22日	8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ先_連 絡先	御前崎市役所 市民部 市民課 0537-85-1171	御前崎市役所 市民生活部 市民課 0537-85-1171	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ-1対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ-2取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-1対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	Ⅱ-2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長の役職名	市民課長 中村 年美	市民課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	Ⅳリスク対策追加	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年6月10日	1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務②事務の概要	・国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、種別変更、住所変更 ・任意加入・喪失の申出受理 ・保険料の免除申請、学生納付特例申請、免除申請に係る事実審査 ・給付申請、老齢福祉年金等の諸届出等の受理、報告	・国民年金第1号被保険者の加入、喪失、種別変更、住所変更の届出の受理 ・任意加入・喪失の申出の受理 ・保険料の免除申請、学生納付特例申請の受理 ・給付申請の受理	事後	老齢福祉年金の被保険者数0人であるため、「老齢福祉年金」の文言を削除
令和2年6月10日	Ⅱ-1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月10日	Ⅱ-2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月10日	Ⅳ-5特定個人情報の提供・移 転	—	十分である	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ-1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ-1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月19日	Ⅳ-8監査	自己点検	内部監査を追加	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ-1対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ-2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年9月12日	Ⅱ-1対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月12日	Ⅱ-2取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅱ-1対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅱ-2取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
	Ⅳ-8判断の根拠	-	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	事後	
	Ⅳ-11判断の根拠	-	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	事後	